

令和4年9月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月28日(水) 午後2時30分

2. 開催場所 ハートピア春江 YURI 情報室

3. 出席委員 17名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利	2番 <欠 席>	3番 清兼 義靖
4番 田中 勇樹	5番 南出 直美	6番 林 亮介
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 大嶋 裕一	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 本田 雄揮	15番 坪川 敏光
16番 <欠 席>	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 2名

2番 末廣 秀夫 16番 寺嶋 太寿男

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 佐賀 雅治

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主任 坪田 浩司

次長 小寺 正人

書記 安久 佐由美

6. 提出議案

議案第34号 農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第37号 現況証明願について

議案第38号 農用地利用集積計画の決定について

7. 議事録署名人

11番 中垣内 勇夫 12番 木村 強

事務局長	<p>令和4年9月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>本日の欠席委員は、2番末廣委員、16番寺嶋委員の2名です。また5番南出委員から遅参届がでております。只今の出席委員数は16名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に11番中垣内委員、12番木村委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第34号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> 農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について説明いたします。</p> <p>整理番号2番、今年4月の総会でも審議した案件ですが、買受適格証明書の有効期限が公売日までで切れること、公売不調により再度公売にかけられることから、証明書発行の願いとして出されたものです。農地を買うにあたり、農地法3条の要件があるか否かを諮るもので、公売参加の条件となります。出願人は丸岡町城北〇〇さん。申請地は坂井町蔵垣内8字4-1ほか6筆の土地7,833㎡になります。</p> <p>以上ご審議願います。</p>
議長	ではご意見を伺います。ご意見ございませんか。
伊藤委員	8番伊藤です。これは昨年10月の3条許可の内容の続きということでしょうか。
事務局	10月に3条許可の後、公売が行われ今年4月には13筆のうち、7筆が公売成立しております。今回は公売が成立していない残り6筆と新規1筆について適格証明願がだされております。
議長	<p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第34号は許可することに決定してよろしいですか。</p> <p><異議なし></p>
議長	<p>それでは、議案第34号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」は許可することに決定しました。</p> <p>次に議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明></p> <p>議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。</p> <p>整理番号28番、譲受人は〇〇さんです。公売により買受人に決定した場合の許可となるものです。先の議案第34号で説明している坂井町蔵垣内の申請地に同じです。許可後の経営面積692アールです。</p>

整理番号 29 番、譲渡人は東京都大田区 ○○さん。譲受人は丸岡町舟寄 ○○さん。申請地は、丸岡町舟寄、8,529 m²です。許可後の経営面積 183 アールです。

整理番号 30 番、譲渡人は、東京都大田区 ○○さん。譲受人は丸岡町舟寄 ○○さん。申請地は丸岡町舟寄、田 8,760 m²です。許可後の経営面積は 177 アールです。

整理番号 31 番、譲渡人は坂井町木部新保 ○○さん。譲受人は丸岡町城北 6 丁目 ○○さん。申請地は、坂井町木部新保 14,861 m²です。許可後の経営面積 762 アールです。○○さんが県外に転出する予定で、農地を売りたいということです。以上、ご審議お願いします。

議 長

それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。

伊藤委員

8 番 伊藤です。許可後の面積のことで、整理番号 31 番の数値は、28 番の面積に足すことになるので、840 アールほどになるのではないのでしょうか。

事務局

今回整理番号 28 番は、公売で成立が不確定なこともあり、現在の面積にそれぞれの取得面積を合計して記載しております。

議 長

無ければお諮りいたします。議案第 35 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。

<異議なし>

異議なしと認めます。

議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。

次に議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局

<説 明>

議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」説明します。

整理番号 38 番、使用貸借権設定の案件で、貸人は丸岡町猪爪三丁目 ○○さん。借人は、丸岡町猪爪三丁目 ○○さん。申請地は丸岡町猪爪四丁目、畑、354 m²です。住宅建築を目的として建築面積は 63.76 m²です。用途地域内となっています。

整理番号 39 番、所有権移転の設定で、譲渡人は丸岡町松川 ○○さんほか 1 名。譲受人は、坂井町下兵庫 ○○さん。申請地は丸岡町猪爪七丁目、畑、345 m²で、住宅建築のため転用するものです。建築面積は 111.42 m²です。こちらも土地計画の用途地域となっています。

以上、ご審議お願いします。

議 長

それでは、現地確認の報告をお願いします。

整理番号 38、39 番を 13 番田中委員お願いします。

田中委員

13 番 田中です。整理番号 38 番 39 番は、どちらも住宅街です。

整理番号 38 番は、南側に大きな県道があり、隣の畑が若干ありました。北側の両脇の家との境に、過去に区画整理したときの名残であるのか排水があるので、雨水排水は道路側に流すとなっていますが、もし隣家側に流れるなら土留めなど入れてほしいと伝えました。ほか何ら問題ないと思われま。

整理番号 39 番は、南側は道路、西側に排水があり北側西側は宅地となっています。雨水排水は南側の道路側溝に流すとのことで問題ないと

議 長 森会長	<p>思います。西側の排水を 2, 30mほどたどりますと、泥がたまっているのが確認できまして、集落において 1 年に 1 回江堀をするとのことで参加するよう伝えました。いずれも住宅街内であり、特に問題ないと思います。以上、ご審議お願いします。</p> <p>続いて、地元委員の意見ですが、整理番号 38、39 番を 19 番 森が報告します。</p> <p>整理番号 38 番、39 番は、事務局及び現地調査に行かれた委員さんの説明のとおり、問題ないと思われます。随分以前に区画整理された土地であり、今ほどの水路は昔の名残と推測します。</p> <p>ご審議よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>それでは皆様のご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>無ければお諮りいたします。議案第 36 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議がないと認めます。議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定しました。</p>
議 長 事務局	<p>次に議案第 37 号「現況証明願について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>では議案第 37 号「現況証明願について」説明します。</p> <p>整理番号 15 番、出願人は丸岡町安田新 ○○さん。証明を受けようとする土地は丸岡町安田新、396 m²。昭和 56 年頃に住宅を建築し、その後一体利用して、現在に至るものです。</p>
議 長 本田委員	<p>以上ご審議お願いします。</p> <p>では、現地確認の報告をお願いします。</p> <p>整理番号 15 番を 14 番 本田委員お願いします。</p> <p>14 番 本田です。整理番号 15 番は、現地確認の結果、宅地であり、農地ではないことを確認しております。問題ないと思われます。</p>
議 長 中垣内委員	<p>続いて、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>整理番号 15 番を 11 番 中垣内委員お願いします。</p> <p>11 番 中垣内です。現地確認委員の説明のとおりですので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>それではお諮りいたします。議案第 37 号は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議がないと認めます。議案第 37 号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。</p>
議 長 農業振興課	<p>次に議案第 38 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業振興課の説明を求めます。</p> <p><説 明></p>

議案第 38 号「農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。
利用権設定を受ける者（借り手）は 9 名、利用権設定する者（貸し手）は
15 名です。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規 15
筆、21,977 m²、田の更新は 16 筆、34,232 m²です。畑は、新規 6 筆 16,098
m²、更新は 2 筆 3,564 m²です。田畑合わせて、計 39 筆 75,871 m²です。使
用賃借権、所有権移転の案件は、今月はございません。

以上ご審議お願いします。

議 長

本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。

それではお諮りします。議案第 38 号は原案のとおり承認してよろしいで
すか。

< 異議なし >

議 長

異議なしと認めます。議案第 38 号「農用地利用集積計画の決定につい
て」は原案のとおり承認いたしました。

議 長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。